

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令
 ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）
 （第二条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 五類感染症（第一条）</p> <p>第二章 特定感染症予防指針（第二条）</p> <p>第三章 感染症に関する情報の収集及び公表（第三条―第九条の五）</p> <p>第四章 健康診断、就業制限及び入院（第十条―第十三条）</p> <p>第五章 消毒その他の措置（第十四条―第十九条）</p> <p>第六章 医療（第二十条―第二十三条の二）</p> <p>第七章 新型インフルエンザ等感染症（第二十三条の三―第二十三条の五）</p> <p>第八章 新感染症（第二十四条―第二十七条）</p> <p>第九章 結核（第二十七条の二―第二十七条の十）</p> <p>第十章 輸入届出（第二十八条―第三十一条）</p> <p>第十一章 特定病原体等（第三十一条の二―第三十一条の四十）</p> <p>第十二章 雑則（第三十二条―第三十六条）</p> <p>附則</p> <p>（獣医師の届出）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第八条、第二十条第二項第二号、第二十条の三第三項、第五項及び第六項、第二十三条の三、第二十三条の四、第二十六条の二並びに第二十六条の三において同じ。）は、法第十三条第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において必要があると認めるときは、速やかに法第十五条第一項の規定の実施その他所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 五類感染症（第一条）</p> <p>第二章 特定感染症予防指針（第二条）</p> <p>第三章 感染症に関する情報の収集及び公表（第三条―第九条の三）</p> <p>第四章 健康診断、就業制限及び入院（第十条―第十三条）</p> <p>第五章 消毒その他の措置（第十四条―第十九条）</p> <p>第六章 医療（第二十条―第二十三条の二）</p> <p>（新設）</p> <p>第七章 新感染症（第二十四条―第二十七条）</p> <p>第七章の二 結核（第二十七条の二―第二十七条の十）</p> <p>第八章 輸入届出（第二十八条―第三十一条）</p> <p>第八章の二 特定病原体等（第三十一条の二―第三十一条の四十）</p> <p>第九章 雑則（第三十二条―第三十六条）</p> <p>附則</p> <p>（獣医師の届出）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第八条、第二十条第二項第二号並びに第二十条の三第三項、第五項及び第六項において同じ。）は、法第十三条第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において必要があると認めるときは、速やかに法第十五条第一項の規定の実施その他所要の措置を講ずるものとする。</p>

(指定届出機関の指定の基準)

第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。)に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

(略)	(略)	(略)
二	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所
2	(略)	(略)

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第八条 都道府県知事は、次に掲げる場合に、法第十五条第一項の規定を実施するものとする。

一 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合

二 五 (略)

(検疫所長との連携)

第九条の二 法第十五条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、検疫法施行規則(昭和二十六年厚生省令第五十三号)第六条の三に規定する事項とする。

第九条の四 法第十五条の三第二項に規定する報告は、同項に規定す

(指定届出機関の指定の基準)

第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。)に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

(略)	(略)	(略)
二	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く。)	診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所
2	(略)	(略)

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第八条 都道府県知事は、次に掲げる場合に、法第十五条第一項の規定を実施するものとする。

一 一類感染症、二類感染症、三類感染症若しくは四類感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合

二 五 (略)

(検疫所長との連携)

第九条の二 法第十五条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、検疫法施行規則(昭和二十六年厚生省令第五十三号)第六条の三に規定する事項とする。

(新設)

る健康状態に異状を生じた者の氏名、国内における居所及び連絡先、健康状態並びに同条第一項の通知をした検疫所長の氏名について行うものとする。

第九条の五 法第十五条の三第三項に規定する報告は、同条第二項による質問又は必要な調査の結果のうち、感染原因等、感染症のまん延の状況その他の事情を考慮して重要と認めるものについて行うものとする。

2 前項の場合においては、第八条第二項に規定する物件を添付するものとする。

(就業制限)

第十一条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「重症急性呼吸器症候群」という。）、新型コロナウイルス等感染症、痘、痘そう、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。次項において「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）及びペスト 飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び接客業その他の多数の者に接触する業務

四 (略)

3 法第十八条第二項の厚生労働省令で定める期間は、次に掲げる感染症の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 結核、重症急性呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ（H5N1）
その病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間
- 二 前号に掲げるもの以外の感染症
その病原体を保有しなくなるまでの期間

第七章 新型インフルエンザ等感染症

(新設)

(就業制限)

第十一条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「重症急性呼吸器症候群」という。）、痘、痘そう及びペスト 飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び接客業その他の多数の者に接触する業務

四 (略)

3 法第十八条第二項の厚生労働省令で定める期間は、次に掲げる感染症の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 結核及び重症急性呼吸器症候群
その病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間
- 二 前号に掲げるもの以外の感染症
その病原体を保有しなくなるまでの期間

(新設)

(健康状態についての報告)

第二十三条の三 都道府県知事は、法第四十四条の三第一項の規定により報告を求める場合には、その名あて人又はその保護者に対し、求める報告の内容、報告を求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しない健康状態について報告を求めるべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、できる限り速やかに、同項の書面を交付しなければならない。

(感染の防止に必要な協力)

第二十三条の四 都道府県知事は、法第四十四条の三第二項の規定により協力を求める場合には、その名あて人又はその保護者に対し、求める協力の内容、協力を求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しない健康状態の防止に必要な協力を求めるべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、できる限り速やかに、同項の書面を交付しなければならない。

(経過の報告)

第二十三条の五 法第四十四条の五第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する報告は、厚生労働大臣の求めに応じて行うものとする。

第八章 新感染症

(健康状態についての報告)

第二十六条の二 都道府県知事は、法第五十条の二第一項の規定により報告を求める場合には、その名あて人又はその保護者に対し、求める報告の内容、報告を求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しない健康状態について報告を求めるべき差し迫った必要がある場合

(新設)

(新設)

(新設)

第七章 新感染症

(新設)

は、この限りでない。

2| 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、できる限り速やかに、同項の書面を交付しなければならない。

(感染の防止の必要な協力)

第二十六条の三 都道府県知事は、法第五十条の二第二項の規定により協力を求める場合には、その名あて人又はその保護者に対し、求める協力の内容、協力を求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しない場合、感染の防止に必要な協力を求めるべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2| 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、できる限り速やかに、同項の書面を交付しなければならない。

第九章 結核

(健康診断の方法)

第二十七条の二 法第九章の規定によって行うべき健康診断の方法は、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査とする。

2 (略)

第十章 輸入届出

第十一章 特定病原体等

(二種病原体等取扱施設の基準)

第三十一条の二十八 (略)

2 (略)

3 法第六条第二十一項第二号又は第六号に掲げる二種病原体等その他厚生労働大臣が定める二種病原体等に係る滅菌等設備については、第一項第六号中「実験室」とあるのは、「二種病原体等を取り扱う施設」とする。

4 第一項第五号口からへまで（これらの規定を第三十一条の三十五

(新設)

第七章の二 結核

(健康診断の方法)

第二十七条の二 法第七章の二の規定によって行うべき健康診断の方法は、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査とする。

2 (略)

第八章 輸入届出

第八章の二 特定病原体等

(二種病原体等取扱施設の基準)

第三十一条の二十八 (略)

2 (略)

3 法第六条第二十項第二号又は第六号に掲げる二種病原体等その他厚生労働大臣が定める二種病原体等に係る滅菌等設備については、第一項第六号中「実験室」とあるのは、「二種病原体等を取り扱う施設」とする。

4 第一項第五号口からへまで（これらの規定を第三十一条の三十五

第一項又は第二項において準用する場合を含む。)の規定は、法第六条第二十一項第二号又は第六号に掲げる二種病原体等その他厚生労働大臣が定める二種病原体等の使用をする場合には、適用しない。

5 (略)

(四種病原体等取扱施設の基準)
第三十一条の三十 (略)

2 (略)

3 法第六条第二十三項第一号(インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスのうち血清亜型がH2N2であるものに限る。)から第四号まで若しくは第六号から第八号まで又は令第三条第一号若しくは第二号(フラビウイルス属ウエストナイルウイルスを除く。)に掲げる四種病原体等その他厚生労働大臣が定める四種病原体等に係る滅菌等設備については、第一項第六号中「実験室」とあるのは「四種病原体等を取り扱う施設」とする。

4 第一項第五号ロからへまで(これらの規定を第三十一条の三十五第一項又は第二項において準用する場合を含む。)の規定は、法第六条第二十三項第一号(インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスのうち血清亜型がH2N2であるものに限る。)から第四号まで若しくは第六号から第八号まで又は令第三条第一号若しくは第二号(フラビウイルス属ウエストナイルウイルスを除く。)に掲げる四種病原体等その他厚生労働大臣が定める四種病原体等の使用をする場合には、適用しない。

5 (略)

(二種病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準)
第三十一条の三十二 (略)

2 (略)

3 法第五十六条の二十五に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準のうち、二種病原体等の滅菌等に係るものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 前号の規定にかかわらず、法第六条第二十一項第六号に掲げる

第一項又は第二項において準用する場合を含む。)の規定は、法第六条第二十項第二号又は第六号に掲げる二種病原体等その他厚生労働大臣が定める二種病原体等の使用をする場合には、適用しない。

5 (略)

(四種病原体等取扱施設の基準)
第三十一条の三十 (略)

2 (略)

3 法第六条第二十二項第一号(インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスのうち血清亜型がH2N2であるものに限る。)から第四号まで若しくは第六号から第八号まで又は令第三条第一号若しくは第二号(フラビウイルス属ウエストナイルウイルスを除く。)に掲げる四種病原体等その他厚生労働大臣が定める四種病原体等に係る滅菌等設備については、第一項第六号中「実験室」とあるのは「四種病原体等を取り扱う施設」とする。

4 第一項第五号ロからへまで(これらの規定を第三十一条の三十五第一項又は第二項において準用する場合を含む。)の規定は、法第六条第二十二項第一号(インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスのうち血清亜型がH2N2であるものに限る。)から第四号まで若しくは第六号から第八号まで又は令第三条第一号若しくは第二号(フラビウイルス属ウエストナイルウイルスを除く。)に掲げる四種病原体等その他厚生労働大臣が定める四種病原体等の使用をする場合には、適用しない。

5 (略)

(二種病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準)
第三十一条の三十二 (略)

2 (略)

3 法第五十六条の二十五に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準のうち、二種病原体等の滅菌等に係るものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 前号の規定にかかわらず、法第六条第二十項第六号に掲げる二

二種病原体等の滅菌等をする場合にあつては、一分以上の煮沸をする方法、水酸化ナトリウム水二・五パーセント以上である水溶液中に三十分間以上の浸漬をする方法又はこれと同等以上の効果を有する方法で無害化すること。

三 (略)

4 法第六条第二十一項第二号又は第六号に掲げる二種病原体等その他厚生労働大臣が定める二種病原体等については、第二項第五号(第三十一条の三十五第一項又は第二項において準用する場合を含む。)中「排気並びに二種病原体等によって汚染されたおそれのある排水及び物品」とあるのは「二種病原体等によって汚染されたおそれのある物品」とし、同項第一号(第三十一条の三十五第一項において準用する場合を含む。)の規定は適用しない。

5 (略)

(四種病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準)

第三十一条の三十四 (略)

2 (略)

3 法第五十六条の二十五に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準のうち、四種病原体等の滅菌等に係るものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 前号の規定にかかわらず、法第六条第二十三項第六号に掲げる四種病原体等の滅菌等をする場合にあつては、一分以上の煮沸をする方法、水酸化ナトリウム水二・五パーセント以上である水溶液中に三十分間以上の浸漬をする方法又はこれらと同等以上の効果を有する方法で無害化すること。

三 (略)

4 法第六条第二十三項第一号(インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスのうち血清型がH2N2であるものに限る。

)から第四号まで若しくは第六号から第八号まで又は令第三条第一号若しくは第二号(フラビウイルス属ウエストナイルウイルスを除く。)に掲げる四種病原体等その他厚生労働大臣が定める四種病原体等については、第二項第五号(第三十一条の三十五第一項又は第二項において準用する場合を含む。)中「排気並びに四種病原体等

種病原体等の滅菌等をする場合にあつては、一分以上の煮沸をする方法、水酸化ナトリウム水二・五パーセント以上である水溶液中に三十分間以上の浸漬をする方法又はこれと同等以上の効果を有する方法で無害化すること。

三 (略)

4 法第六条第二十項第二号又は第六号に掲げる二種病原体等その他厚生労働大臣が定める二種病原体等については、第二項第五号(第三十一条の三十五第一項又は第二項において準用する場合を含む。)中「排気並びに二種病原体等によって汚染されたおそれのある排水及び物品」とあるのは「二種病原体等によって汚染されたおそれのある物品」とし、同項第一号(第三十一条の三十五第一項において準用する場合を含む。)の規定は適用しない。

5 (略)

(四種病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準)

第三十一条の三十四 (略)

2 (略)

3 法第五十六条の二十五に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準のうち、四種病原体等の滅菌等に係るものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 前号の規定にかかわらず、法第六条第二十二項第六号に掲げる四種病原体等の滅菌等をする場合にあつては、一分以上の煮沸をする方法、水酸化ナトリウム水二・五パーセント以上である水溶液中に三十分間以上の浸漬をする方法又はこれらと同等以上の効果を有する方法で無害化すること。

三 (略)

4 法第六条第二十二項第一号(インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスのうち血清型がH2N2であるものに限る。

)から第四号まで若しくは第六号から第八号まで又は令第三条第一号若しくは第二号(フラビウイルス属ウエストナイルウイルスを除く。)に掲げる四種病原体等その他厚生労働大臣が定める四種病原体等については、第二項第五号(第三十一条の三十五第一項又は第二項において準用する場合を含む。)中「排気並びに四種病原体等

5
(略)
によって汚染されたおそれのある排水及び物品」とあるのは「四種病原体等によって汚染されたおそれのある物品」とし、同項第一号（第三十一条の三十五第一項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

第十二章 雑則

5
(略)
によって汚染されたおそれのある排水及び物品」とあるのは「四種病原体等によって汚染されたおそれのある物品」とし、同項第一号（第三十一条の三十五第一項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

第九章 雑則

別記様式第一〔根拠条文の修正〕

別記様式第二〔根拠条文の修正〕

改 正 案	現 行
<p>（仮検疫済証の様式等） 第六条（略）</p> <p>2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。</p> <p>一 法第二条第一号又は第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものがあるときは、当該感染症について法第十六条第三項に定める時間</p> <p>二 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百四十時間</p> <p>三 五（略）</p> <p>（検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者から報告を求めることができる事項）</p> <p>第六条の二 法第十八条第二項及び第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該者の国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所とする。</p> <p>（法第二十一条第一項の流行地域の指定）</p> <p>第七条の二 法第二十一条第一号に規定する検疫感染症が現に流行し、又は流行するおそれのある地域は、法第二条第一号又は第二号に掲げる感染症が現に発生している地域とする。</p> <p>（通知を要しない場合）</p> <p>第九条の三 法第二十六条の三に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項から第五項まで又は</p>	<p>（仮検疫済証の様式等） 第六条（略）</p> <p>2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。</p> <p>一 法第二条第一号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものがあるときは、当該感染症について法第十六条第二項に定める時間</p> <p>二 インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百四十時間</p> <p>三 五（略）</p> <p>（検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者から報告を求めることができる事項）</p> <p>第六条の二 法第十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該者の国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所とする。</p> <p>（法第二十一条第一項の流行地域の指定）</p> <p>第七条の二 法第二十一条第一号に規定する検疫感染症が現に流行し、又は流行するおそれのある地域は、法第二条第一号に掲げる感染症が現に発生している地域とする。</p> <p>（通知を要しない場合）</p> <p>第九条の三 法第二十六条の三に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項から第五項まで又は</p>

第八項に規定する感染症の病原体を保有している者であつて当該感染症の症状を呈していないものである場合とする。

第七項に規定する感染症の病原体を保有している者であつて当該感染症の症状を呈していないものである場合とする。

○墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十四号）
（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条（略） 一 三（略） 四 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同條第八項に規定する感染症のうち同法第七條に規定する政令により当該感染症について同法第三十條の規定が準用されるもの並びに同法第六條第九項に規定する感染症、その他の別） 五 八（略）</p>	<p>第一条（略） 一 三（略） 四 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第二項から第四項までに規定する感染症、同條第七項に規定する感染症のうち同法第七條に規定する政令により当該感染症について同法第三十條の規定が準用されるもの及び同法第六條第八項に規定する感染症、その他の別） 五 八（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（健康福祉部の所掌事務） 第七百七条 健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一七 十八 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六條第十三項に規定する特定感染症指定医療機関の監督に関すること。 十九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六條の十六及び第五十六條の十七の規定による三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに同法第六條第二十二項に規定する三種病原体等又は同條第二十三項に規定する四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督に関すること。 二十 九十三</p> <p>（健康課の所掌事務） 第七百十二条 健康課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一六 七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六條第十三項に規定する特定感染症指定医療機関の監督に関すること。 八 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六條の十六及び第五十六條の十七の規定による三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに同法第六條第二十二項に規定する三種病原体等又は同條第二十三項に規定する四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督に関すること。 九 一五</p>	<p>（健康福祉部の所掌事務） 第七百七条 健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一七 十八 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六條第十二項に規定する特定感染症指定医療機関の監督に関すること。 十九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六條の十六及び第五十六條の十七の規定による三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに同法第六條第二十一項に規定する三種病原体等又は同條第二十二項に規定する四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督に関すること。 二十 九十三</p> <p>（健康課の所掌事務） 第七百十二条 健康課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一六 七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六條第十二項に規定する特定感染症指定医療機関の監督に関すること。 八 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六條の十六及び第五十六條の十七の規定による三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに同法第六條第二十一項に規定する三種病原体等又は同條第二十二項に規定する四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督に関すること。 九 一五</p>